

国際会計基準審議会（IASB）、金融機関等における金利リスク管理活動を財務諸表に反映する画期的なモデル（RMA）を提案

Point
1

公開草案公表の背景は？

金融機関では、さまざまなりスクに対処するため、一般にALM（Asset Liability Management）というリスク管理活動を行っています。ここで、ALMは資産負債の機動的な入替えを前提としているところ、現行IFRS第9号のヘッジ会計では、リスク・エクスポートジャーヤーへの影響がなくとも対象の入替えがヘッジの中止と扱われる等、リスク管理活動を財務諸表に適切に反映する定めがないことが課題でした。

Point
2

公開草案で提案されているモデルとは？

RMA（Risk Mitigation Accounting：リスク軽減会計）は、金利改定リスクに晒されている金融資産・負債等を対象とする画期的なモデルとして開発されました。一定の要件を満たすリスク管理活動を行う場合に限り、金利改定リスク軽減のために取り組んだデリバティブの公正価値評価損益は資産もしくは負債に認識されます。

Point
3

その他、どういったことが公開草案で提案されているのか？

企業のリスク管理戦略の内容や、財務諸表に及ぼす影響など、新たな定性・定量的開示の要求が提案されています。また、本改訂の適用に伴いIAS第39号のヘッジ会計（金利リスクについてのポートフォリオ公正価値ヘッジを含む）に関する定めは廃止されるため、IAS第39号のヘッジ会計は基本的に中止されます。



ここに注目！

RMAのもとでは、金利改定リスク軽減のために取り組んだデリバティブの公正価値評価損益を純損益やその他の包括利益ではなく資産もしくは負債に認識することで、純資産の変動を回避します。また、リスクの管理対象を特定の金額ではなく一定の「リスク管理枠」、つまり「範囲」としてとらえるなど、銀行のリスク管理を反映しやすい仕組みが整えられています。一方で、銀行以外の業態、例えば保険会社などにこのモデルがうまくフィットするかはまだ未知数です。コメント期限は2026年7月31日です。